

意見書

電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案について、電波法第 99 条の 12 第 1 項の規定により、意見の聴取を行った（平成 20 年 10 月 17 日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成 20 年 11 月 12 日

主任審理官 森下 浩行

記

第 1 意見

電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案は、適当である。

第 2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 船舶局識別及び海岸局識別を海上移動業務識別に改めること。（第 6 条の 5 関係）
- 二 義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器として、船舶長距離識別追跡装置を追加すること。（第 28 条第 6 項関係）

イ 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。ただし、第 6 条の 5 第 3 号及び第 33 条の 2 第 1 項の改正規定は、平成 21 年 1 月 1 日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。

(2) 無線局運用規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 義務船舶局のある船舶に備えなければならない船舶長距離識別追跡装置は、原則として、常時作動させなければならないこととすること。（第 40 条の 2 関係）
- 二 誤った遭難警報を送信した場合に、その遭難警報を取り消す旨を通知する手順を追加すること。（第 75 条関係）

イ 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行すること。

- 一 第 40 条の 2 の改正規定 平成 20 年 12 月 31 日
- 二 第 75 条に 3 項を加える改正規定 平成 21 年 1 月 1 日

2 総務省の陳述の概要

（1 の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、国際条約の改正に伴い、電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正するものである。

1点目は、船舶長距離識別追跡（LRIT）装置の導入についてである。この装置は、船舶の航行安全を確保するための装置として、平成18年5月に開催した国際海事機関（IMO）の第81回海上安全委員会において、海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）が改正されたことにより、国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する総トン数300トン以上の旅客船以外の船舶に対し、設置が義務付けられた。

LRIT装置の導入を円滑かつ確実に進めるために、その設置が義務付けられる船舶局の無線設備にLRIT装置を追加すること、LRIT装置を常時運用させること等を関係規定に規定するものである。

船舶への設置義務については、SOLAS条約における設置義務が平成20年12月31日からとなっていることから、対象船舶は同日以降の最初の無線局検査の日までに設置することとしている。

2点目は、2007年世界無線通信会議（WRC-07）において行われた無線通信規則（RR）の改正に伴い、国内の関係規定の整備を行うものである。

無線局の指定事項に関するもののうち識別信号の取扱いについて、遭難通信等に使用する識別信号については、MMSIと呼ばれているが、現在のMMSIは、船舶局及び海岸局に対してのみ割当てが可能となっている。今回の無線通信規則改正において、遭難救助業務を行う捜索救助用航空機、ヘリコプター等の航空機の無線局や航行安全のための航路用ブイについてもMMSIの割当てが可能となったことから、船舶局識別及び海岸局識別を海上移動業務識別に統合するものである。

また併せて無線通信規則の改正において遭難警報の誤警報に関する取消手順等が定められたことから、国内における関係規定を整備することとし、無線通信規則の改正に伴う部分については、平成21年1月1日から施行することとする。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、水洋会が、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

また、意見の聴取を欠席した社団法人全国船舶無線工事協会の陳述については、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則第42条において準用する同令第17条の規定により、提出された準備書面のとおり陳述したものとみなした。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人全国船舶無線工事協会	賛 成	欠 席
水洋会	賛 成	

第3 理由

本件は、平成18年5月に開催されたIMO第81回海上安全委員会におけるSOLAS条約の一部改正及び平成19年10月から11月までに開催されたWRC-07におけるRRの一部改正を受けて、電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正するものである。

LRIT装置については、SOLAS条約の改正規定が本年1月1日から発効しており、一定の船舶に対して、本年12月31日からLRIT装置の搭載が義務付けられることになっている。また、改正RRにおいては、識別信号の取扱い及び誤警報を送信した場合の取消しの

通知手順について規定されている。

今回の改正は、SOLAS 条約及びRR の一部改正を国内法令に反映するためのものであり、LRIT 装置、識別信号の取扱い及び誤警報の取消手順の円滑かつ確実な導入に資するため関係規定の整備を行うものであり、改正の必要は認められる。

電波法施行規則の改正案では、LRIT 装置を義務船舶局の無線設備の機器に追加すること等を定めるとともに、船舶局識別及び海岸局識別を海上移動業務識別に改めることとしているが、これは国際条約の改正に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

無線局運用規則の改正案では、LRIT 装置の常時動作義務を定めるとともに、誤警報を送信した場合の取消しの通知手順を追加しているが、これは国際条約の改正に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。